

部落解放への道

解放運動への取り組み

大正期に入ると部落をめぐるとの向に二つの流れがみられるようになります。ひとつは融和運動が政府の援助でさらに活発になってきたことです。華族や政治家や官吏それに宗教家も加わって、同胞がひとしく融けあつて差別をなくしようという精神運動をすすめたのでした。現実にはさまざまな面で市民の権利が保障されていまい部落の人びとの生活を改善するようなものにはならず、たんに同情融和の思想を普及するのに若干役立つ程度でした。

これに対して大正中期に入ると、部落民自らの手で差別をなくすために立ち上ろうという動きが芽生えてきました。大正中期になると社会も大きく変りはじめ、国民多数の参政権を求める運動や婦人解放運動、さらにはロシア革命の影響による社会主義運動など大正デモクラシーと呼ばれる民主主義思想が国民大衆のなかにひろがりはじめました。第一次世界大戦の好況によって資本主義経済は重化学工業が発展するなかでその規模はぐんと拡大しましたが、大戦以来

のインフレと戦後の反動不況によって国民生活はだんだん苦しくなってきました。

大正七年政府はシベリアに出兵することを含めましたが、この時期を利用して、大商人や地主が米の売り惜しみや買い占めをしたので米価は日々に上がりあがり、庶民は米が買えず困っており、庶民はまた富山県の大商人のおかみさんたちが米の安売りを要求して打ちこわしをしたのがきっかけとなって、米の値上りに苦しむ多くの人たちが自発的に立ちあがって全国的な「米騒動」に発展しました。これに対して政府は軍隊まで動員して鎮圧するとともに、「この暴動は部落民がおこした騒動だから部落に利用されないようにせよ」という事実を反した宣伝をして民衆のなかにある差別意識を利用した分裂策をとりました。米騒動のちのち小工場に働く労働者は賃上げのストライキを行ない、小作農民たちも団結して地主の高率小作料を引き下げさせる要求を出して運動をはじめました。部落の人びとも、今までの部落改善運動や同

情融和思想をのりこえて、部落民自らの力で解放を実現しようという動きが高まってきました。

大正十一年三月三日、京都岡崎公会堂で全国からの代表三千人が参加して「全国水平社創立大会」をひらき、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」でむすばれる有名な水平社宣言を採択して、自主的な部落解放運動を力強くスタートさせました。

当時の水平社の活動は、差別的な言動に対する糾弾からはじまりました。それまで差別に泣き寝入りしていた部落の人びとが「われもまた人間である」という血の叫びからたもてたものでした。しかし部落の人びとがいつもぶつかったのは差別による失業と貧乏の苦しみのうえ、日常生活における地区外の人びとの差別的なことばやしぐさでありました。

差別は役所、裁判所、学校、軍隊などあらゆる場所でおこり解放令の実はなかなかのりませんでした。差別に対するはげしい怒りの爆発は、一部では行きすぎた面もありましたが、しかしそれは当時の差別のきびしかったことを表しているともいえます。

政府は差別をこのまま放っておくとまた米騒動のような騒ぎをおこしたり、また社会主義運動などの階級闘争と結びつくおそれがある

と判断して部落の不満をゆるめるために融和行政をいっそうすすめる方針をとりました。

大正九年に内務省では社会局を設けて、地方政善費という名目ではじめて国家予算のなかには部落対策費を五万四千計上し、府県にも四万四千を交付し、翌年には二十一万四千を増しましたがそれはきわめて小額なものでした。

しかもこれらの改善事業費は、部落のおかれているきびしい差別と貧困の現実を目を向け、正しい部落解放を考えたものではなく、治安対策のためであったり、同情融和的な発想からの施策にしかすぎませんでしたのであまり大きな成果はあがりませんでした。水平社運動は時には行きすぎた面はありましたが、世の人びとに人権の大切さ、部落差別の不合理さを自覚させる一大警鐘になりました。

タバコは市内
で買いましょ

四十七年度の市のタバコ消費税は六千二百五十円でした。ハイライト一箱につき約十五円が税として入り、みなさんのために使われます。

結核健康診断と予防接種の変更

昭和四十九年度から結核健康診断と予防接種の実施方法が大幅に

改正されました。こんどの改正は結核患者の減少

健康診断による患者発見率の低下、エックス線被曝の影響に対する配慮の必要性などを考えて、適切な措置をとろうとするものです。具体的な変更は次のとおりです。

結核健康診断とBCG接種実施方法

改正前	改正後	改正理由
▽毎年1回、満15歳以上の成人に対するレントゲン撮影	▽これまでどおり。	▽これまでは疑陽性者にもBCG接種を実施していたが、結核発病者の中には疑陽性者が非常に少ない。疑陽性者には免疫ができています。
▽生後～6歳までの乳幼児に対して、毎年1回全員にツベルクリン反応を行ない、陰性疑陽性者に対してBCG接種をする。	▽生後～4歳になるまでの間に1回だけツベルクリン反応を実施し陰性者にだけBCG接種をする。	▽最近のBCG接種は免疫がかなり持続すること。
▽保育所、幼稚園 毎年1回ツベルクリン反応を実施し、疑陽性者、陰性者に対してBCG接種をし、疑陽性者、陽性者に対してレントゲン撮影をする。	▽4歳になるまでの間にツベルクリン反応検査をし、陰性者に対してのみBCGをする。	▽レントゲン撮影についてはX線による被曝の問題で若年者に対するX線の照射を必要最小限にとどめる。
▽小学校、中学校 同上	▽小学校1年、中学校2年全員に対してツベルクリン反応を実施し、陽性者にはレントゲン検査、陰性者にはBCG接種をする。 陰性者にはレントゲンもBCG接種も行なわない。 また、小学1年、中学2年にBCG接種を実施した者には翌年、それぞれツベルクリン反応検査をして経過をみる。	

し尿くみ取り

料金が改正

最近の急激な諸物価の高騰、賃金の上昇、営業用車輛の管理などあらゆる面で、し尿許可業者が運営困難になっています。市では昭和四十三年から六年間、し尿くみ取り料金の改正をしておらず、他市町村との不均衡もあり、やむをえず、次のように料金の改正をします。

実施日：昭和四十九年四月一日
改正料金：旧料金、十八円(一斗)三十円を四十円に、十八斗に満たないときは十八斗とみなされます。

公害環境課

乳児の健康診断は

昭和四十八年十月一日以降の出生児は、乳児の一般健康診断が一回だけ無料で受けられるようになりました。その受診票は出生届のとき、市民課給付係でいただいた申請にもとずいて二、三ヵ月後に個人あてに郵送しています。

ところが、住居不明やその他の理由から受診票が返送されてくる場合があります。それでもし、出生後三ヵ月を経てもまだ受診票がとどかない人がいましたら、給付

公衆浴場入浴

料金の助成制度

このたび県では公衆浴場営業者、民生委員の皆さんのご協力を得て、四十九年一月から次のとおり入浴料金の一部を助成することにいたしましたので、ご利用ください。

▽利用できる人
自家風呂がなく公衆浴場を利用している人

●生活保護を受けている人

●六十五歳以上の老人の人

▽内容
一人一回の入浴につき五円の入浴料の給付を行います。なお、月八回分を助成対象としています。

▽方法
生活保護をうけている人は生活保護費の中へ現金で、老人の人には入浴券を交付します。

▽手続
申出手続が必要ですので民生委員または福祉事務所社会係におたずねください。

福祉事務所